

保育の葉（承前）

豊田美雄子述

開誘の方法

多くの幼兒は元氣よく集りたるを中心の廊或は適當の場所に一列せしめ保母之を能く管し、若し悪戯或は他に對して意地悪しき行爲などからしめ、注意警頓せしめて遊戯室に誘ひて各々席につき奏樂一聲と共に本日の禮をのべ續きて保母再び奏樂、これらに和し唱歌を一同に歌はしむ（歌ひ方は組を分ちて謳ふもよけれどもこは現在の都合を以て處置するを良しとす。）これ等は二十分間を適當とする。唱歌をはるや奏樂に歩を合せて一列或は二列を爲して保母或は助手之を先導して各開誘室に入る。

此れより此の時間は簡単なる修身の談話又は博物の標本を示して簡易なる部分を説き聞かせ或は各種の圖畫を示し之に話を加へ、極めて解し易く面白く話し兒心に倦怠を來さざる様注意すべし。而して長さも三十分、短きは二十にて可なり。保母は速に整頓し一同を廊に導き禮をなして各自隨意に放課し程なく十一時鐘と共に以前の如く整列させ保母先導して各室に入る。各々禮を畢りて第一號より第六號中の一種を與ふる（小兒の中最も確實なる者を指名して此の恩物配布を爲さしめ、時としては小兒を賞譽す

るためこれを爲さしむ）保姆幼兒に向ひ、今や余が爲せし如くなすべしとて豫め伏せ置きたる函に左手をかけ押さへ右手を以て蓋を引あけ一、二、三、の號令と共に函を揚げ蓋をば函中に納め机案の棚或は机上の妨げなき所に置かしめ先づ形體の問答を爲し徐に順序追ひて模造物體を作りその回答を試み成たけ小兒の考案をひかしめ中に就き稍確實なる答を爲したるを探り斯くして十分乃至十五分間は保姆の與ふる規則により、此の外に十五分間は小兒隨意に種々模造體を作らしめ其の興に任せ時を測りてすばやく函中に取納めしめ豫て自然に物の整頓を導きて遊戲室に至り遊戲をなす。又遊戲に換るに簡単なる體操を以てするもよし。然れども奏樂之に伴ふを以て最良とす。保姆は時を見計ひ使用等の猶豫を興へ助手は此の間を以て午餐の用意を整ひ置くべし。其遊戲とする所の例をいはゞ

家鳩　民草　水魚　猫鼠　盲ひ　環木　蝶々　此門　兄弟姉妹　風車
とす。其他にもなほあるべし。保姆は種々新案を以て遊戲に充つる歌詞所作をも工夫し、古きに換へしむる意匠あるべし。

體操として充つるものは

多く幼兒等ともぐに手を取りて大なる環を造らしめ保姆も共に其環中に入りて

- 第一 體の屈伸を爲す、一、二、三、四、五、六、七、八、畢り。
- 第二 右の足を前へ出さしめ其まゝ體を屈伸す、號令第一の如し。

第三 左足を以て右足と等しく爲す。

第三の所作畢りて後其まゝ遊戯に換へ一人の兒を環の真中に直立せしめ、幼兒の中に誰なりとも兒童の指先を向け指さしむ。其指されし兒、直に應じて環中に在る兒の側らに來り一禮す。互に禮して居所を交換せしむ。斯くする事三四人計りにして進行或は他の遊戯に轉ずるもよし。然れ共茲にいへる遊戯の如きは三四年位の所作に適當とす。

五年六年の組の如きは大抵所作ある遊戯を爲し、其活潑と規律とを以て幼兒の心性を爽快ならしむ。此の時間三十分を要す。又時としては十五分乃至二十分間を課して後ち、自由の遊戯を暫時爲さしむるもよろし。いづれにても、兒童の遊戯に娯むや否やの模様を見計らふ事緊要なりとす。

午餐の時に食堂の設けあらば幼兒をこれに導き、若し設けあらざれば開誘に誘ひて喫食せしむるもよし。此際は成るだけ規律を整頓して自ら家庭にある時と同様に長者に先き立つ時の禮に倣ふべし。午餐終りたる時も隣席の兒へ一禮して立たしむるを可とす。食後の整理も成るだけ自身にこれを辨じさすべし、而して午後始業の報までは隨意に遊ばしめ此時に於て遊戯具の要あるなり。保姆の喫飯は交代して辨じ始終監督を怠ることなけれ。子供の本性は却つて隨意の時に現はるゝなれば忽かせになすべからず。

午後の鐘鳴るや初めの如く各室に誘ひ此度は板並べ、石盤畫、箸、環並べ等を教へて想像模形の畫を

作らしむるを良とす。これも亦二三十分時間にて畢る。十分斗休憩の時を與へ次の報を待ちて前の如く集り、此度は紙片或は紙糸及び麥稈其他各種の物品を配當して種々の模擬體を作らしめ、かねて指先きの運動を自在ならしめ、且自ら工夫して品物を製するは誠に幼兒の心に愉快を與ふるなり。斯の如くして最終の鐘報あるや初めの如く廊下に導き今日の樂しみを謝して互に本日の別を告くるなり。保姆百事注意して幼兒は惡戯惡癖ある時はよく之を訓誡し、又庭園に散步の時衣服手足の泥土等に穢れたるを見出しなば夫々注意し、洗ひ、又は乾かし、又各自家に歸りし時は父母長者への挨拶は如何と向ひ且教へ示すこと等親切丁寧を旨とすべし。

呼鳴此間保姆の注意豈夫れ僅々にして止まん哉、實に猥篤周到ならざれば一日の錯雜を整頓する事難し。斯く説き來り、終りに臨みて又一言の注意を要すべき事あり。他にあらず、これより保姆は明日の製作に供すべき物品類の準備用意是也。且つ木片の遺失ありや否やを取調べ、すべて、明日の事を充たし、而して後園を去る。

次に保姆の心得べき事どもを二十五條に分ちて示さん。

- (1) 小兒は其年齢と發育とによりて開誘すべし。苟も成人と見誤ること勿れ。
- (2) 小兒を導くに必これを急にするを要する勿れ。開誘の仕業は皆遊戯と心得たらんには大なる誤ちなかるべし。

(3) 室の内外を問はず禮を施すべき場合には能く注意して禮を爲さしむべし（例へば園長或は他人と雖も其敬禮すべき場合等）

(4) 遊戯の際器物等を破損するは小兒の常情なれども物品に因りて事に害あるものは子供の業なりとして放擲せず、よく〳〵將來を懲戒すべし。其まゝ此れを打捨て置く時は却て傲慢の心を増さしめ將來に有害となり而して尙小兒自身に製作する事能はざるものは猥りに破損すべからざる旨を諭すべし。其被すべきは小兒に勵したるものにて、人にも事物にも迷惑ならざるもの限りと知るべし。

(5) 庭園に散歩する時花卉を折り、草木の芽を摘み取るは小兒の好む所なれども猥りに之をなさば美しき花を見る事を得ざるのみならず、鳥これに囀り、蝶これに舞ふ所を失ひ、好ましき果實も亦結びがたき事を諭すべし。

(6) 小兒は玩具を破壊し、珍らしき草木を見ては枝を折り、花を摘むの特性を有するは則ち身心智能の發育するに隨ひ、かゝる活動をなすに至るものなれば、あながちに抑制すべき事ならねど能く戒むべし、そは唯、事に害なきものを被すにあるのみ。又出て土穿ち、石を積み、物體に擬する事を頗る好む所なれば有害にあらざる限りは打まかせ爲すがまゝになし置くを良しとす。身體の健康に大によろし。

(7) 幼兒我意を言ふ時は餘り烈しからず堅固に弱みなく溫和に諭すべし。

(8) 保母はなるたけ兒童に適當する言語を以て説話するは最も良き事なれども、世に所謂片言をば言ひ語るべからず。常通簡易に正しくいふべし。

(9) 唱歌は成るたけ歌詞の解し易く、抑揚簡易なるを歌はしむべし。大人の面白く歌ふとも、兒童は大人の如くならざれば拍子は四ツ拍子にて曲節の活潑なるものを擇ぶべし。

(10) 保母誘導の際規則時間中は兒童の隨意を許すべからず、若し屢々これを許す時は傲慢放從の性を増さしむ。

(11) 恩物を與へて始終物品の整頓を爲すの良風を習はしむべし。

(12) 會話は専ら簡単にして家庭のあり事、幼稚園往復通行途上耳自に觸れし事等をすべし（假令ば保母の問をなす場合、汝等は今朝幼稚園に到らんとする時何か珍らしき物をみとめざらしや。小兒あり。保母、さればその見たりし物に就て譚を語りさかすべし、云々。或は汝が家には犬を飼養し置くや又猫或は馬を飼ひあくや。小兒答、何れもなし。保母、されば汝は他の家にて飼馬を見しならん。其馬の形體は二つ耳と齧其他何々より形づくれるや、知れる所を答ふべし。小兒答、知らずと。然れば誰か知る者あらん、其人は手をあぐべし等の如し。此の種の會話は詳に兒童の思想をひき起すもの故、なるだけ多く爲すべし。

(13) 修身及び博物の話は最も簡易にして理解し易き譬諭等を以て良心を養成すべし。

(14) 物に害あり人に妨げある悪き事は如何に瑣細の事なりとも許す可からず、保母の權を以て能く制すべし。

(15) 児童若し虚言を言ひたるより相當なる處分を要せんとする時は其重きは保育室に放ちやり、或は群兒と等しく恩物を與へず室の一隅に獨立せしむる等是也。

保母は慈愛懇篤の精神を以ても偏愛等の念ある可からず。

保母は氣長く溫和なるべし。

児童に粗暴なる言語あらしむべからず。

爽快活潑に誘導すべし。

児童朋友の交際には豫て友愛の情を以てなすべきを知らしむべし。

小虫小馬及小き植物なりとも殘酷なる取扱を爲すべからざる事を知らしむべし。

児童は決して大人長者の言に背く可からざる事を知らしむべし。

正直溫和純白は幼稚の徳なり、保母は毎々紳に記し置くべし。

保母は殊に細目に注意すべし。

諺に曰、今日の小兒は明日の大人なり。又曰、小兒は大人の師なり。

因に曰、或幼稚園にて嘗て閉園の際児童歡喜して雁行を爲して歸り去らんとする時、一児童戯れ去

る、或兒は謹慎に去る、保姆之を目送するに當り餘りに戯れて行くあり、保姆之を誠む。兒童曰く、吾は全く甲兒の所爲に倣ふなりと。保姆曰、然らば汝甲兒の品行に習ふとせば吾汝のために教る事を要せず如何となれば吾は日々汝等を教へ導くがため、斯く、汝等と共に歡喜し共に樂しむに非ずや。然るに彼の惡しき兒童の行爲を學ぶをなすは、吾は、汝に教るとも益なしと。訓誡するに、兒童は誠に愧ぢたる面をなして去りたり。其夕、婢に導かれ保姆の許に來り謝して吾後來斯の如き所爲をば決して爲すまじ。宜しく許さるべき旨を述べたり。因て保姆も亦大に悟る所の一端となりたりといふ。これ所謂小兒は大人の師なりといふも空言にあらざるべし。